

北九州市議会
議会改革協議会
中間報告書

令和8年3月23日
議会改革協議会

中間報告にあたって

今任期の議会改革協議会は、中村議長の諮問を受け、令和7年5月26日に設置しました。

協議会の構成は、所属議員が5人以上の会派の幹事長ほか1人の計10人を構成員とし、協議の準備を行うとともに3回の協議会を開催する等、精力的に検討・協議を行ってきました。

このたび、「議会広報の強化について」、「議員立法の促進について」の2つの事項について、協議がまとまりましたので中間報告します。

令和8年3月23日

議会改革協議会

座長 田 中 元

議会改革協議会 中間報告について

1 はじめに

北九州市議会は、市民との協働による開かれた議会の実現を目指すため、従前から不断の議会改革に取り組み、民間の研究機関による調査においても高く評価されている。

今任期においても、さらなる議会改革度の向上を図るため、(1)市民にもっと議会を身近に感じていただくための「議会広報の強化」、(2)市民要望を実現するための「議員立法の促進」について議長の諮問がなされた。

議長の諮問を受けて、議会改革協議会が発足され、これまで精力的に検討・協議に取り組み、このたび一定の方向性がまとまったため、中間報告を行うものである。

2 議会広報の強化

北九州市議会基本条例第15条では、「議会は、市民が市政に関心を深める議会広報を行い、情報伝達手段の進化に応じて充実、強化しなければならない」と規定している。

このため、これまで北九州市議会としては、ホームページによる市議会広報、「市議会だより」による本会議の質疑応答、ケーブルテレビ・インターネットによる本会議等の中継、YouTubeによる予算・決算特別委員会の市長質疑等の配信、XやFacebookといったSNSによる本会議や委員会の日程のお知らせ等の広報に取り組んできた。

このような中、近年のSNSの普及、情報伝達手段の多様化といった社会環境の変化に応じて、市議会広報を充実、強化するため、次のとおり取り組むものである。

(1) SNSを活用した情報発信の充実

これまで、XやFacebookといったSNSを活用した広報は、本会議や委員会の日程のお知らせ等を中心に行ってきた。

一方、SNSは多世代に広く普及しており、またSNSはタイムリーかつスピーディーに情報を発信できるというメリットもある。

そこで、議長・副議長の出席行事や表敬訪問、委員会の行政視察や他都市議会からの視察受入の様子、小学生の議場見学等、これまで発信していなかった内容をSNSで発信するよう試行実施した。

その結果、閲覧数やフォロワー数の大幅な増加といった成果が確認されたことから、SNSによる情報発信については、今後も積極的に行っていくことが望まれる。

■ SNSを活用した情報発信の状況について（各年11月～約3か月）

SNSの種類		R7	R6	増加数 (R7-R6)
				増加率 (R7-R6)／R6×100
X	発信件数(件)	102	18	84 件 467 %
	閲覧数(回)	38,298	8,359	29,939 回 358 %
	フォロワー数(人)	961	856	105 人 12 %
Facebook	発信件数(件)	102	18	84 件 467 %
	閲覧数(回)	13,995	1,016	12,979 回 1,277 %
	フォロワー数(人)	86	42	44 人 105 %

(2) 広報媒体の効果的な活用

市議会広報の強化を検討するにあたり、現在活用している各広報媒体の特性と対象を整理した。

その結果、各広報媒体のターゲットとなる年齢層として、「市議会だより」は高年齢層、ホームページ及び YouTube は幅広い世代、Xは10～30歳台、Facebookは50歳台以上が多く活用しており、現行の広報媒体は全世代に対応できることが確認された。

また、XなどのSNSは即時性や拡散性に優れている一方で、紙媒体は高年齢者が選択する傾向があるなど、広報媒体のそれぞれの特性に応じた議会広報を行うことも必要である。

このため、今後の市議会広報は、すべての年齢層に効果的に届くよう、今回の整理結果を参考に各広報媒体を効果的に活用していくことが重要である。

なお、広報媒体の特性と対象は、定期的に見直し、そのときの状況に応じた広報戦略をつくっていく必要がある。

(3) 議員向け研修の実施

これまで議員個人によるSNSを活用した情報発信がなされてきた。

しかしながら、SNSは議員にとって気軽に情報発信ができる反面、視聴者等から意図しない解釈をされるといったデメリットもあり、SNSの活用にあたっては議員一人ひとりのSNSの適切な運用能力の向上、ルールづくり等が必要と考えている。

このため、全議員を対象に外部講師を招へいたSNS研修「炎上回避と危機対応」を令和7年12月10日及び11日の2日間に分けて実施した。また、令和8年3月6日には「SNS等による様々な詐欺被害の現状について」の研修を実施した。こうした研修は今後とも実施していくことが望ましい。

(4) 「広報チーム」の設置等

これまで、北九州市議会の広報について検討する協議体としては、「市議会だより」の編集及び発行に関して協議を行う「北九州市議会だより編集委員会」が組織されていた。

今回、議会改革協議会で上記SNSに関する取組や議会広報全般について議論を進めていく中で、議会広報を一体的、効果的かつタイムリーに発信するための体制を構築する必要があると考えている。

このため、議会広報全般について企画立案を行う組織として、令和8年3月に「広報チーム」を設置した。

「広報チーム」では、情報発信の提案だけでなく、市民と議会が直接対話できる仕組みづくり、定例会開催中をお知らせする表示など、市民が議会に触れる機会づくりや幅広い年齢層への主権者教育の充実などを検討していくこととしている。

なお、市民に開かれた市議会の実現に向けては「広報チーム」の活動や取組などについても市民に知っていただくことも必要である。

3 議員立法の促進

北九州市議会基本条例第4条では、議員の活動原則の一つとして、「多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策提言に適切に反映させる」ことを規定している。

このため、本市議会では、これまで「北九州市中小企業振興条例（平成26年12月8日制定）」、「北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年6月26日制定）」、「北九州市子どもを虐待から守る条例（平成30年12月12日制定）」、「北九州市子ども基本条例（令和6年12月11日制定）」等、議員提案による政策条例を制定・改正してきた。

このような中、近年の市民要望の多様化・複雑化といった社会環境の変化に応じて、市議会議員の政策立案能力を向上するため、次の取組を協議した。

(1) 過去の議員提案条例の整理と共有

これまでに制定した議員提案による政策条例は、発案から条例制定に至るまでのプロセスやポイントは同一でなく、発案の主体、執行部や関係団体との協議、会派間調整、常任委員会での審査等、そのときの状況に応じた制定手法を採っており、今後の議員立法の参考とするため、立案から制定までの流れを見える化した。

(2) 市議会事務局の政策立案支援事業の充実

これまでも市議会事務局による議員の政策立案支援事業として、主に常任委員会等からの要請に応じ、個別テーマに応じた外部講師を招へいし、議員研修会を実施してきた。

今後は、さらなる議員の政策立案能力の向上に資するよう、各研修会の体系的な整理・充実とともに、市議会議員自身の発案による研修の開催やオンラインによる研修の実施なども検討する必要がある。

(3) 他団体との連携

議員立法の促進にあたっては、議員一人ひとりの政策立案能力の向上はもちろんのこと、教育機関、法曹界等が持つ課題解決のノウハウやスキル等を有効に活用していくことも重要である。

そこで、こうした団体との連携体制づくりも積極的に進めていくことが必要である。

4 新たな協議事項

議会改革協議会では、発足以来「議会広報の強化」及び「議員立法の促進」を中心に議論をしてきたが、会派からの要望等があれば、全会一致により新たな協議事項を追加することとしている。

本議会改革協議会において議長の諮問があった「議会広報の強化」及び「議員立法の促進」については、中間報告という形で一応の取りまとめができたことから、今後は新たな協議事項について検討・協議に努めていきたい。

5 参考資料

- 資料1 議会改革協議会 構成員名簿
- 資料2 協議経過
- 資料3 「広報チーム」の設置について
- 資料4 過去の議員提案の政策条例制定のポイント

議会改革協議会 構成員名簿

会 派 名	氏 名
自民党・無所属の会	◎ 田中 元 菊地 公平
公 明 党	木畑 広宣 金子 秀一
市民とともに北九州	大久保 無我 泉 日出夫
日 本 共 産 党	山内 涼成 永井 佑
北 九 州 会 (令和8年2月1日~)	奥村 直樹 小宮 良彦

◎は座長

協議経過

会議	時期	協議事項
第1回	令和7年 9月 8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○議会改革協議会について ○議会広報の現状について ○議員立法・政策立案の現状について ○その他
第2回	令和7年12月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回議会改革協議会会議録の確認 ○議会広報の強化について ○議員立法の促進について ○新たな協議事項について ○その他
第3回	令和8年 3月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回議会改革協議会会議録の確認 ○広報媒体と対象の整理 ○中間報告書(案)について ○その他

「広報チーム」の設置について

1 設置の目的

議会広報については、現在市議会だよりをはじめ、XやFacebook、YouTubeなどを活用し、主に本会議や委員会の様子をお知らせしてきた。

市民との協働による開かれた議会を実現するためには、市民により一層、議会や議員について知ってもらい、関心を高めていただく必要がある。

そこで議会広報を一体的、効果的かつタイムリーに展開するための提案等を行う「広報チーム」を設置する。

2 位置付け

議会広報をより強化するための提案や意見を協議する組織とし、協議された提案等については、必要に応じて代表者会議などに報告する。

3 任期

2年（初回は令和9年2月まで）

4 構成

5名（所属議員が5名以上の会派から各1名ずつ）

※まずは上記体制でスタートし、少数会派の取扱いは初回の任期内（令和9年2月まで）に「広報チーム」で検討

5 役割

効果的な議会広報の企画立案

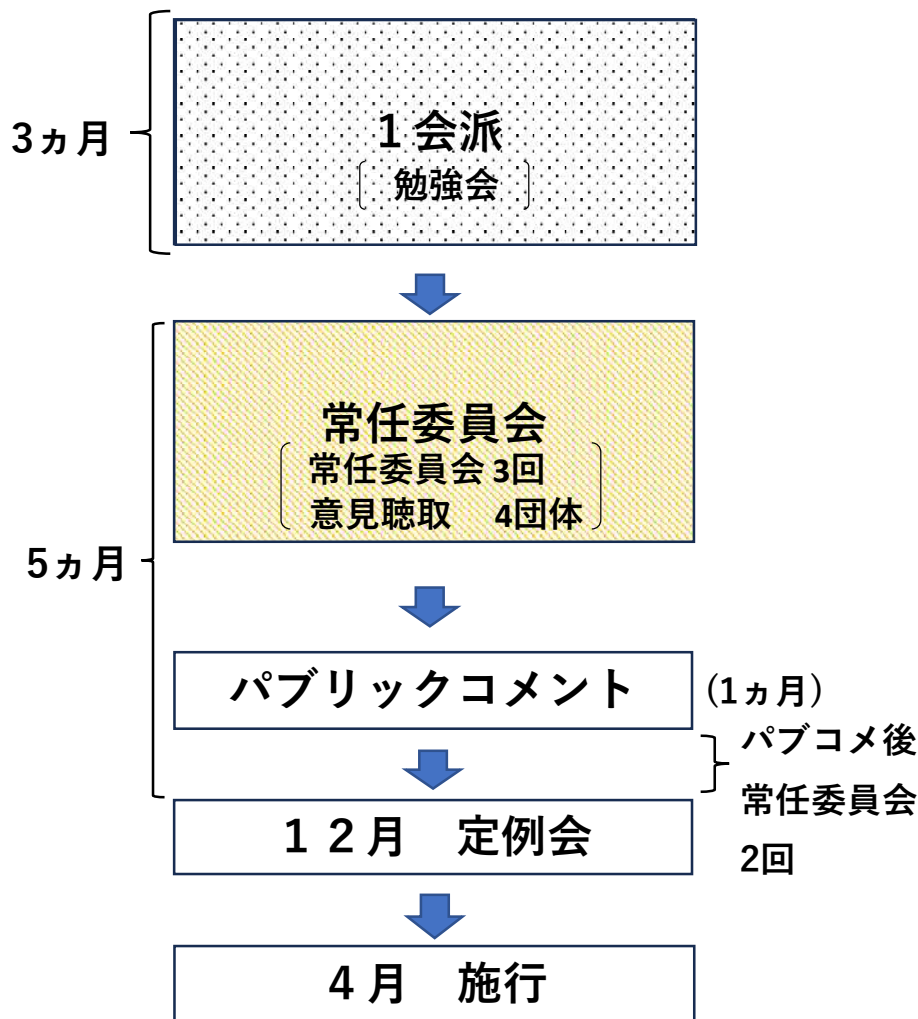
6 事務局の関わり

- (1) 企画立案を支援する資料作成
- (2) 企画立案を実施するための調整（外部との窓口を含む）
- (3) 企画立案の実施

過去の議員提案の政策条例制定のポイント

(中小企業振興条例 平成27年4月施行)

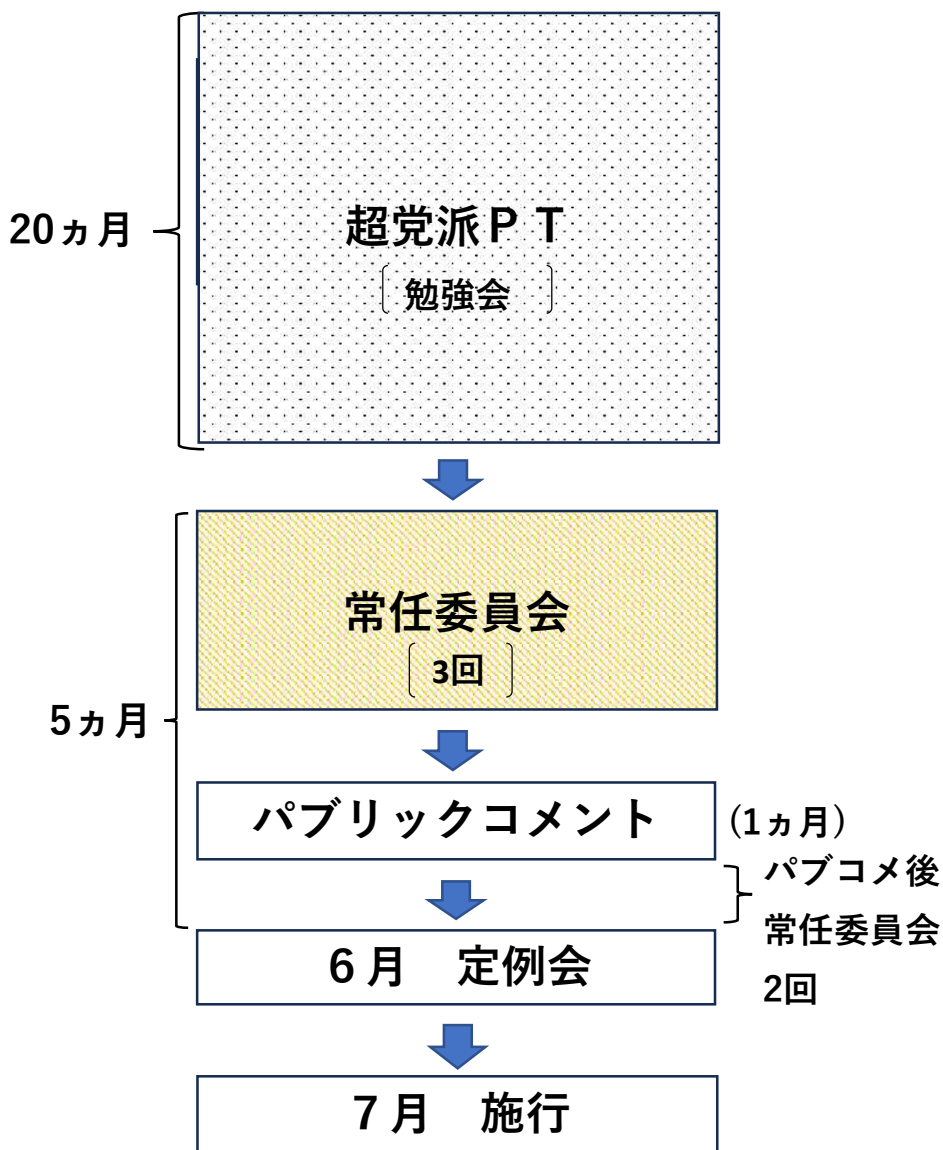
1会派からの発案・常任委員会提案



発案	1会派からの発案
執行部との協議	常任委員会で3回実施
関係団体との協議	常任委員会で4団体から意見聴取
会派間の調整	会派間協議を4回実施
常任委員会	常任委員会提出議案

過去の議員提案の政策条例制定のポイント (子ども読書活動推進条例 平成27年7月施行)

1会派からの発案・常任委員会提案

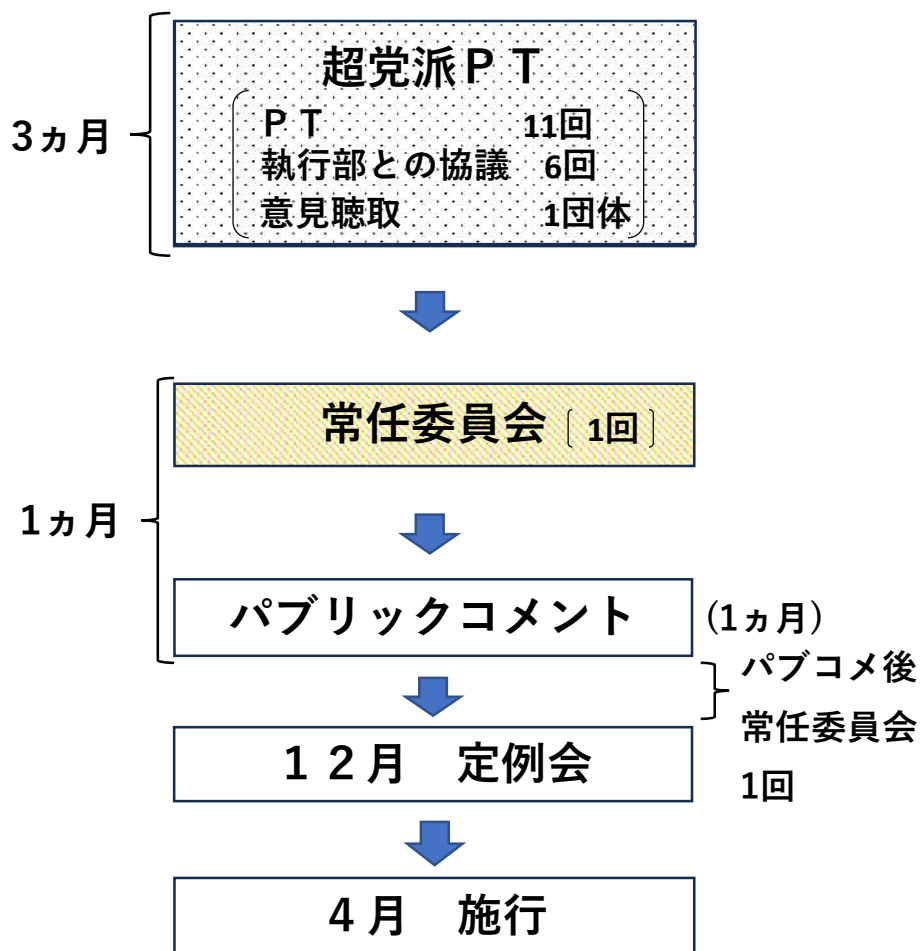


発案	1会派からの発案
執行部との協議	常任委員会で3回実施
関係団体との協議	なし
会派間の調整	PTで実施
常任委員会	常任委員会提出議案

過去の議員提案の政策条例制定のポイント

(子どもを虐待から守る条例 平成31年4月施行)

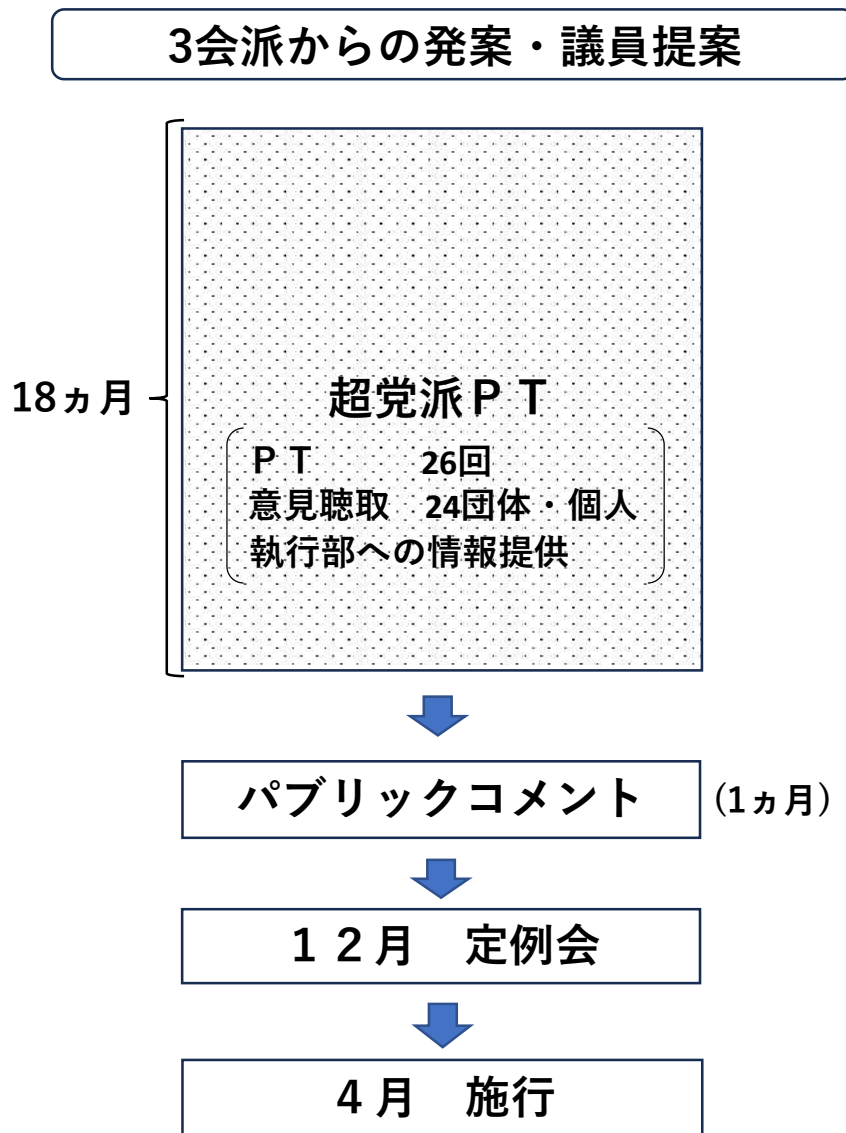
4会派からの発案・常任委員会提案



発案	4会派からの発案
執行部との協議	PTで6回実施
関係団体との協議	PTで1団体から意見聴取
会派間の調整	PTで実施
常任委員会	常任委員会提出議案

過去の議員提案の政策条例制定のポイント

(子ども基本条例 令和7年4月施行)



発案	3会派からの発案
執行部との協議	執行部への情報提供を随時実施
関係団体との協議	P Tで24団体・個人から意見聴取
会派間の調整	P Tで実施
常任委員会	付託なし